

令和 8 年度

# 給与所得等に係る 特別徴収関係書類つづり

市民税  
森林環境税

## 目次

- ・納入書 記載例
- ・納入書 15枚
- ・特別徴収の取扱いについて (P. 1～P. 2)
- ・退職所得に係る特別徴収の取扱いについて (P. 3～P. 4)
- ・異動届出書等記載上の留意点及び記載例 (P. 5～P. 9)
- ・各種様式
  - 給与所得者異動届出書 3枚
  - 特別徴収切替依頼書 1枚
  - 特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書
  - 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
  - 指定通知書

### ○退職などにより特別徴収ができなくなった場合

このつづりにある「給与所得者異動届出書」をご提出ください。(記載例等P. 5～P. 8)

### ○就職などにより特別徴収を開始される場合

このつづりにある「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。(記載例等P. 5、P. 9)

## お問い合わせ先

### 富山市 財務部

住所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

HP <https://www.city.toyama.lg.jp>

### 〈課税内容・従業員の異動等について〉

#### ○市民税課

電話 (076)443-2033、2032、2031

e-mail [siminzei-01@city.toyama.lg.jp](mailto:siminzei-01@city.toyama.lg.jp)

### 〈納入について〉

#### ○納税課

電話 (076)443-2027



富山市HP

# 〈市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書 記載例〉

富山県 富山市		富山県 富山市		富山県 富山市	
市区町村コード 162019		市区町村コード 162019		市区町村コード 162019	
納税年度 令和8年6月分		納税年度 令和8年6月分		納税年度 令和8年6月分	
納付金額 7,500円		納付金額 7,500円		納付金額 7,500円	
納期 令和8年7月10日		納期 令和8年7月10日		納期 令和8年7月10日	
住所 富山市新桜町7-01		住所 富山市新桜町7-01		住所 富山市新桜町7-01	
氏名 〇〇商事様		氏名 (株)〇〇商事		氏名 (株)〇〇商事	

予備の納入書を使用されるときは、  
年度と対象年度をご記入ください  
納入月が6～3月分・・・5「08」  
4～5月分・・・5「09」

予備の納入書を使用されるときは、  
該当の年・月をご記入ください

給与分（一括徴収分を含む）は、  
こちらにご記入ください  
納付税額は、特別徴収税額の決定  
（変更）通知書を参照ください

退職手当等に係る税額がある場合は、  
こちらにご記入ください  
**裏面の納入申告書も**  
ご記入ください

納入金額の合計額を  
ご記入ください

納期限以後の納入について延滞金がかかる  
場合は、ご記入ください  
延滞金の計算方法は右記を参照いただくか、  
納税課へお問い合わせください

「とやま電子納税推進プロジェクト」  
地域の官民が一体となって納税の電子化を推進し、みな  
さまの生産性向上を図りながら、地域全体の活性化を目  
指します。

参加金融機関  
電子納税チラシはこちらから ▶



3枚とも同一の内容で記入し、納入書裏面記載の  
「税金を納める所」でご納付ください。  
書き損じた場合は、予備の納入書に、該当の年・月、  
上部に年度・対象年度を記入し、ご納付ください。

## 延滞金計算方法

納入税額<sup>(※1)</sup> × 延滞金割合 × 日数(納期限の翌日から  
納入の日まで) ÷ 365日 = 延滞金<sup>(※2)</sup>

- ※1 納入税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額  
が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額  
を切り捨てます。
- ※2 延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が  
1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を  
切り捨てます。

## 〈延滞金割合〉

1. 納期限の翌日から1月を経過する日までは、その  
日数に応じ年2.8%（令和9年1月1日以後の期  
間については、延滞金特例基準割合+1%〔上限  
7.3%〕）
2. 納期限の翌日から1月を経過した日からは、その  
日数に応じ年9.1%（令和9年1月1日以後の期  
間については、延滞金特例基準割合+7.3%〔上  
限14.6%〕）

なお、納期限後20日以内に督促状が発付され、滞納  
処分(財産の差押え等)及び罰則規定(地方税法第324条  
第3項)が適用されることがあります。

納付に関するご相談は、納税課へご連絡ください。

- 退職等により、特別徴収ができない方がいる場合  
給与所得者異動届出書（記載例P.6～）を提出し、対象者の税額を差し引いた金額でご納付ください。
- 納付額に誤りがあった場合  
不足……予備の納入書で早急にご納付ください。  
過誤納…還付方法(口座へ振込による還付または次回納付時に減額して納付)を納税課へご連絡ください。
- 納期の特例の適用を受けている場合  
11月分（6～11月分を納付）、5月分（12～翌5月分を納付）の納入書をご使用ください。

令和 8 年 5 月

特別徴収義務者様

富山市長

市 民 税  
令和 8 年度給与所得等に係る 県 民 税 特別徴収の指定について（通知）  
森 林 環 境 税

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、本年度の給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税について、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項ならびに富山市市税条例第38条第1項の規定によりあなたを特別徴収義務者に指定しますので、事務ご繁忙中まことにお手数とは存じますが、特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

富山市からのお知らせ

○富山市では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる市税の電子申告、電子申請・届出、電子納税を行うことができます。  
「給与支払報告書」や「給与所得者異動届出書」等を提出する際や市税の納付をする際は、エルタックスをご利用ください。

※下記の期間はeLTAXのサービスが停止するため、電子申告や電子納付等の手続きができません  
のでご注意ください。

令和 8 年 9 月19日(土) 0：00～令和 8 年 9 月24日(木) 8：30（予定）

詳細は、エルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

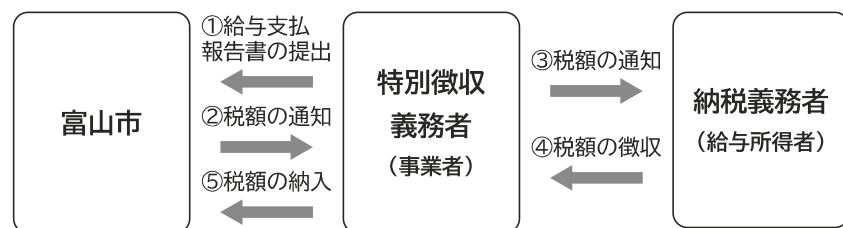
なお、電子納税を利用する場合は、必ず指定番号（税額通知書に記載されている9桁の数字）  
を入力していただくようお願いいたします。



# 特別徴収の取扱いについて

## 1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

特別徴収とは、特別徴収義務者（事業者）が納税義務者（給与所得者）の給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、納入いただく制度です。



## 2. 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務のある者で、市長が指定した者です。従って市から送達された「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」により、毎月定められた税額を給与から徴収して定められた期日までに納入する義務が生じます。

## 3. 納税義務者（特別徴収）

納税義務者は令和8年1月1日現在富山市内に住所を有する人で、前年中に給与の支払いを受け、かつ令和8年4月1日現在引き続き給与の支払いを受けている人です。

特別徴収対象者として給与支払報告書の提出があった方、特別徴収切替依頼書の提出があった方が対象となっています。

賦課期日（令和8年1月1日）後に富山市外に転出した場合でも、翌年5月までは、富山市に納めていただくことになります。

## 4. 特別徴収税額通知書

特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）には、特別徴収対象者の月々の税額が記載されています。特別徴収義務者（事業者）が保管してください。

特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）には、ご本人の所得や所得控除などの個人情報に記載されています。ご本人の同意を得ることなく閲覧することのないようお願いいたします。

## 5. 月割額の徴収

「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に記載されている月割額を、6月から翌年5月まで毎月給与の支払いをされる際に各納税義務者から徴収してください。

ただし、均等割及び森林環境税（5,500円）のみ課税されている納税義務者については、6月に支払う給与から全額徴収してください。

納税義務者の特別徴収税額に変更があった場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その後の月割額はこの通知書に記載されている金額で徴収してください。

## 6. 特別徴収税額の納入

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を、「納入書」に記入し、徴収した月の翌月10日（10日が休日の場合は翌営業日）までに、納入書裏面記載の「税金を納める所」で納入してください。

納入が遅れた場合には延滞金がかかる場合があります。詳しくは、表紙裏面の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書記載例」をご覧ください。

## 7. 納税義務者に異動があった場合（退職・就職など）

詳しくは、5～9ページの説明と記載例をご覧ください。

### ①退職・休職などにより、特別徴収ができなくなった方がいる場合

このつづりの「給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月10日までに提出してください。

この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税義務者の残額も特別徴収義務者の滞納となり、また、納税義務者への納税通知書（普通徴収への切替分）の交付が遅れ、納税義務者に迷惑をかけることとなりますので、遅滞なく届出書を提出してください。

### ②就職などにより、特別徴収を開始したい方がいる場合

このつづりの「特別徴収切替依頼書」を作成し、提出してください。

## 8. 外国人の納税義務者が出国・退職される場合

外国人の納税義務者が出国や退職などにより給与の支払いを受けなくなるときには、市民税・県民税・森林環境税の納め忘れがないよう、**残税額の一括徴収**や納税管理人の選任をお願いします。納税管理人とは、外国人の方が出国する前に、日本に居住する方の中から自身に代わって納税に関する一切の手続きを行う方を定めるものです。納税管理人選任の際には、「納税管理人申告書」の提出が必要となりますので、詳細は市民税課までお問い合わせください。

## 9. 納期特例制度

納期の特例とは、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者で、給与の支払いを受ける方（富山市外の方も含みます）が常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。

納入時期は、1回目（6月分から11月分）は12月10日まで、2回目（12月分から翌年5月分）は翌年6月10日までとなります

（10日が休日の場合は翌営業日）。

なお、納入される際は、必ず11月分と翌年5月分の納入書をご使用ください。

※ 承認を受けるためには、このつづりの「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」の提出が必要となります。なお申請は、原則として申請月以降分から随時受付を行います。

※ 特例の解除を受ける際も届出が必要です。給与の支払いを受ける方が常時10人未満でなくなった、毎月納付に変更したい等の場合は、必ず市民税課へお問い合わせください。

## 10. 事業所の名称・所在地等が変更になった場合

特別徴収義務者の名称・所在地・送付先等が変更になった場合や事業を廃止される場合には、このつづりの「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」を作成し、提出してください。

## 11. 不服の申出・取消訴訟

納税義務者は、「特別徴収税額の通知書」に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌月から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 退職所得に係る特別徴収の取扱いについて

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市民税・県民税の税額は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら計算してその支払いの際徴収していただくことになっていますので、次のようにお取り扱いくださるようお願いいたします。

※ このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市民税・県民税を分離課税に係る所得割といいます。

### 1. 納税義務者

分離課税に係る所得割の対象となる納税義務者は、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において富山市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

### 2. 納入先・納入方法

特別徴収した分離課税に係る所得割額は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村へ、徴収した月の翌月の10日までに給与分と同じ「納入書」により納入してください。

納入書には退職所得分の欄に納入税額を記入し、裏面の納入申告書にも必要事項を記入してください。（※個人事業主の方は、個人番号を記入した申告書を金融機関に提出せず、別途市民税課へ郵送等により提出してください。）

### 3. 特別徴収税額の計算

次のように計算します。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{の収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額 (A)} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 1/2 (\text{※}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{の金額} \\ \hline \end{array}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率(B)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収税額} \\ \hline \end{array}$$

(100円未満の端数切捨て)

- ※注 ・勤続年数が5年以下の法人役員等には、2分の1を乗じる措置は適用されません。（法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員です。）  
・令和4年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等については、法人役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者の退職金から退職所得控除額を控除した金額のうち、300万円を超える部分については2分の1を乗じる措置は適用されません。

#### (A) 退職所得控除額

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数(ア)	退職所得控除額
20年以下	ア×40万円 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	(ア-20年)×70万円+800万円

- ※注 ・勤続年数の端数は切上げになります。  
・在職中に障害者該当となったことにより退職した場合には、上記の方法により計算した額に、100万円を加算した金額が控除されることとなります。

#### (B) 税率

税率は、一般の所得割の標準税率と同じです。

市民税	6%
県民税	4%

計算例

〈例1 一般退職の場合〉

退職 令和8年11月30日

勤続年数 24年8か月→25年(端数切上げ)

退職金 14,223,632円

- ① 退職所得の金額を求める。 $\frac{(25年-20年) \times 70万円 + 800万円}{(14,223,632 - 11,500,000) \times 1/2 = 1,361,816}$   
 $\therefore$ 退職所得金額は、1,361,000円  
(1,000円未満の端数切捨て)

② 市民税・県民税額を求める。

(i) 税率を掛ける。

$$\frac{\text{退職所得金額}}{1,361,000} \times \frac{\text{市民税：6\%}}{\text{県民税：4\%}} = \frac{81,660(A)}{54,440(B)}$$

(ii) (A)(B)の100円未満の端数を切捨てる。

市民税額 81,600円

県民税額 54,400円

〈例2 障害による退職の場合〉

退職 令和8年10月31日

勤続年数 18年7か月→19年(端数切上げ)

退職金 10,870,000円

- ① 退職所得の金額を求める。 $\frac{19年 \times 40万円 + 100万円}{(10,870,000 - 8,600,000) \times 1/2 = 1,135,000}$   
 $\therefore$ 退職所得金額は、1,135,000円  
(1,000円未満の端数切捨て)

② 市民税・県民税額を求める。

(i) 税率を掛ける。

$$\frac{\text{退職所得金額}}{1,135,000} \times \frac{\text{市民税：6\%}}{\text{県民税：4\%}} = \frac{68,100(A)}{45,400(B)}$$

(ii) (A)(B)の100円未満の端数を切捨てる。

市民税額 68,100円

県民税額 45,400円

## 異動届出書等記載上の留意点

税額通知書は、届出書を受付した月の翌月15日頃の発送を予定しております。  
※月末に受領した届出書につきましては、翌月の発送に間に合わない場合がありますので、  
余裕をもってご提出ください。

### 退職・休職等の場合

- (1) 普通徴収（残税額を本人が納付）の場合…**記載例 1**（P. 6）
  - ・必要事項は記載例 1 をご参照のうえ、必ずご記入ください。  
特に給与所得者欄(イ)の徴収済月、徴収済額は必須となります。
  - ・税額が 0 円の方についてもご提出ください。
- (2) 一括徴収（残税額を最後の給与等で徴収）の場合  
…**記載例 2**（P. 7）
  - ・必要事項は記載例 2 をご参照のうえ、必ずご記入ください。  
特に「2. 一括徴収の場合」欄の一括徴収予定額、納入月は必須となります。
  - ・1月1日から4月30日までの間に退職等される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。
  - ・国外へ転出される方については、6月1日から12月31日までの間の退職であっても、一括徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

※死亡による退職の場合は、普通徴収となります。  
(一括徴収はできません。)

### 転勤の場合……**記載例 3**（P. 8）

- ・退職後再就職された場合は「特別徴収切替依頼書」をご提出  
いただきたいため、下記「就職・復職等の場合」をご覧ください。
- ・必要事項は記載例 3 をご参照のうえ、必ずご記入ください。
- ・「1. 特別徴収継続の場合」欄の右端に、新しい勤務先での  
徴収開始月と月割額をご記入ください。なお、徴収開始月と  
は原則として前勤務先での徴収済月の翌月をさしております。
- ・新しい勤務先（特別徴収義務者）の所在地・名称・代表者の  
職・氏名は必ずご記入ください。

### 就職・復職等の場合……**記載例 4**（P. 9）

※普通徴収から特別徴収に切替える場合も含まれます。

- ・「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。
- ・必要事項は記載例 4 をご参照のうえ、必ずご記入ください。  
特に特別徴収の開始月(※1)と普通徴収税額の納入済(予定)  
期(※2)は必須となります。

(※1) 税額通知書は、切替依頼書受領日の翌月15日頃に発送いたしますので、  
給与計算が間に合う月をご記入ください。(月末に受領した届出書に  
つきましては、翌月の発送に間に合わない場合がありますので、余裕  
をもってご提出ください。)

(※2) 普通徴収の納期限を過ぎた分は、特別徴収に切替えることができませ  
ん。〔普通徴収納期限〕1期分…6月末、2期分…8月末、3期分…  
10月末、4期分…1月末)

記載例1

※退職等により10月分まで徴収し、残税額を本人が納付する場合(普通徴収)

税額通知書の氏名の下の番号をご記入ください  
(受給者番号ではありません)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
給与支払報告 特別徴収

令和 8 年 11 月 6 日		所在地 富山市新桜町7-38		特別徴収義務者の法人番号等と指定番号をご記入ください		年度 1.現年度 2.新年度 3.両年度	
宛先 富山市長		フリガナ コウカイシヨウジ		特別徴収義務者指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8		宛名番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
フリガナ オツヤマ イチロウ		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社 (※個人事業主の場合は代表者氏名)		所属 総務課	
氏名 乙山 一郎		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		氏名 甲海 春子	
生年月日 大(昭)平 56 年 7 月 8 日		個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0		異動年月日 2026 年 11 月 20 日		電話 443-2033 (内線)	
受給者番号		特別徴収税額(年税額) 120,000 円		徴収済額 (イ) 50,000 円		未徴収税額(ア)-(イ) 70,000 円	
1月1日現在の住所 富山市新総曲輪1-7		異動事由 1. 退職		異動税額 3		内容について応答できる担当者の係氏名・電話番号をご記入ください	
11月1日現在の住所 同上 金沢市広坂1-1-1		徴収済月と徴収済額をご記入ください		該当する事由の番号をご記入ください		※灰色に塗りつぶした項目をすべてご記入ください	
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため		理由 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		理由 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄	

姓が変わった場合は旧姓もご記入ください

上記住所に変更があった場合ご記入ください

徴収済月と徴収済額をご記入ください

該当する事由の番号をご記入ください

※灰色に塗りつぶした項目をすべてご記入ください

該当する理由の番号をご記入ください

【提出先/問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033・2032・2031  
※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

記載例 2

※退職等により残税額を一括して徴収し、11月分で納入する場合(一括徴収)

税額通知書の氏名の下の番号をご記入ください  
(受給者番号ではありません)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

令和 8 年 11 月 6 日		所在地 富山市新桜町7-38		特別徴収義務者の法人番号等と指定番号をご記入ください		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
宛先 富山市長		フリガナ コウカイショウジ		特別徴収義務者指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8		宛名番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
給与支払者 特別徴収者		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		所属 総務課		連絡先 氏名 甲海 春子	
個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		個人番号又は法人番号		電話 443-2033		内線	
フリガナ オツヤマ イチロウ	旧姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 50,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 円	異動年月日 2026 年 11 月 20 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 死亡 4. 休職 5. 支払少額・不定期の 6. 変換 7. 合併・解散の 理由・理由	異動税額 2
氏名 乙山 一郎	生年月日 大(昭)平 56 年 7 月 8 日	個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0	受給者番号	1月1日現在の住所 富山市新総曲輪1-7	1 1 2026 年 11 月 20 日	1. 退職 2. 転勤 3. 死亡 4. 休職 5. 支払少額・不定期の 6. 変換 7. 合併・解散の 理由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

姓が変わった場合は旧姓もご記入ください

上記住所に変更があった場合ご記入ください

該当する理由の番号をご記入ください

徴収済月と徴収済額をご記入ください

※灰色に塗りつぶした項目をすべてご記入ください

該当する事由の番号をご記入ください

内容について応答できる担当者の係氏名・電話番号をご記入ください

1. 特別徴収継続の場合	新規	徴収済月と徴収済額	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
1		6 月から 10 月まで	11 月 25 日	70,000 円	11 月分 (12 月 10 日納入期限分) で納入します。

2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
1			

3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下	3. 死亡による退職であるため

一括徴収する金額をご記入ください(上記(ウ)と同額)

一括徴収した税額を何月分として納入するかご記入ください

納入する月をご記入ください

【提出先/問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033・2032・2031  
※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

記載例 3

※転勤等により10月分まで徴収し、新勤務先で特別徴収を継続する場合(特別徴収継続)

税額通知書の氏名の下の番号をご記入ください  
(受給者番号ではありません)

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

令和 8 年 11 月 6 日		所在地 富山市新桜町7-38		特別徴収義務者の法人番号等と指定番号をご記入ください		年度 1.現年度 2.新年度 3.両年度	
宛先 富山市長		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		特別徴収義務者指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8	
フリガナ オツヤマ イチロウ		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		宛名番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏名 乙山 一郎		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		所属 総務課	
生年月日 大(昭)平 56 年 7 月 8 日		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		氏名 甲海 春子	
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		電話 443-2033 (内線)	
受給者番号		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		担当連絡先	
1月1日現在の住所 富山市新総曲輪1-7		フリガナ コウカイシヨウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		電話 443-2033 (内線)	
120,000 円		50,000 円		70,000 円		異動年月日 2026 年 11 月 20 日	
6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		2026 年 11 月 20 日		2 1	

姓が変わった場合は旧姓もご記入ください

徴収済月と徴収済額をご記入ください

該当する事由の番号をご記入ください

内容について応答できる担当者の係・氏名・電話番号をご記入ください

1. 特別徴収継続の場合		※市記入欄 特あり・なし		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を	
特別徴収義務者指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8 (新規)		法人番号 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9		11 月分 (12 月10日納入期限)から	
所在地 〒939-8075 富山市今泉292		担当連絡先 所属 経理係		徴収し、納入するよう連絡済みです	
フリガナ ヘイカワシヨウジ		氏名 丙川 花美		新受給者番号	
氏名又は名称 丙川商事 株式会社		電話 443-2033 (内線)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1	

富山市の指定番号があればご記入ください

新しい勤務先での徴収開始月と月割額をご記入ください

2. 一括徴収の場合		※必ず「1. 特別徴収継続の場合」を記入した状態で富山市にご提出ください		左記の一括徴収した税額は、	
上記住所に変更があった場合ご記入ください		※灰色に塗りつぶした項目をすべてご記入ください		月分 (月10日納入期限)で	
理由 1. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		※普通徴収から特別徴収へ切替える場合は、「特別徴収切替依頼書」をご提出ください (記載例4参照)		納入します。	
理由 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				納入書の要否についてご記入ください	
理由 3. 死亡による退職であるため					

【提出先/問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033・2032・2031  
※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

記載例 4

※就職等により、1期分を本人が納付した後、8月分から特別徴収を開始する場合

### 特別徴収切替依頼書

特別徴収義務者の法人番号と  
指定番号をご記入ください  
(個人番号は記入不要です)

令和 8 年 6 月 19 日  (宛先) 富山市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 930-8510 富山市新桜町7番38号	法人番号 (13桁)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
		フリガナ	コウカインショウジ (カ)	指定番号 (9桁)	9 1 2 3 4 5 6 7 8 <input checked="" type="radio"/> 新規	
		名称	甲海商事 株式会社	※新規の場合→ (納入書) 要 ・ 不要		
		代表者の 職氏名	代表取締役 甲海 太郎	連絡先 所属	総務課	氏名 甲海 春子
				電話番号	443-2033 (内線 45)	

新規の事業所は「新規」  
欄と納入書の要否を○  
で囲んでください

内容について応答できる  
担当者の係・氏名・電話番  
号をご記入ください

給 与 所 得	フリガナ	オツヤマ イチロウ
	氏名	乙山 一郎
	生年月日	大・昭・平 56 年 7 月 8 日
	通知書番号 (9桁)	0 1 2 3 4 5 6 7 8
	住所 (1月1日現在)	富山市 新総曲輪1番7号
現住所	<input type="checkbox"/> 同上 <input checked="" type="checkbox"/> 上記と異なる場合はご記入ください 金沢市広坂1丁目1-1	
申請理由 (該当する数字に○ 印をつけて下さい。)	1. 入社のため (令和 8 年 6 月 12 日) 2. 復職のため 3. その他 ( )	

○税額通知書は、受付をした月の翌月15日頃の発送を予定しております。  
(月末に受領した届出書は、翌月の発送に間に合わない場合があります。)  
特別徴収の開始月は、給与計算の締切日等を考慮の上、余裕を持ってご記入ください。  
【開始月の目安】給与計算の締切日が 10日…提出月の2ヶ月後 25日…提出月の1ヶ月後

必ずご記入ください。

特別徴収で **8** 月分から 徴収し、納入します。  
(納期限は 翌月10日)

なお、普通徴収税額の (本人納付分) { ※該当する数字に○印をつけて下さい。 }  
0 ・ ① ・ 2 ・ 3 (全額未納)  
期分まで 納入 (本人納付) します。

二重徴収を防ぐため、  
何期分まで納付されたかを  
ご本人様へご確認ください

ご本人様の納入書 (普通徴収分) に記載の通知書番号  
をご記入ください  
(わからない場合は空欄で  
構いません)

上記住所に変更があった  
場合はご記入ください

○普通徴収の納期限を過ぎている分は、特別徴収へ切替えることができません。  
未納分の税額はご本人が納めていただくようご説明ください。  
〔普通徴収納期限〕1期分…6月末 2期分…8月末 3期分…10月末 4期分…1月末

○特別徴収に切替の際は、ご本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、  
特別徴収に切替えた税額を重複して納付されることのないようご注意ください。

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当/TEL (076) 443-2033、2032、2031  
※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

※市処理欄 (記入しないでください。)

税額連絡 要 ( / 済 ) 不要  特  キー  口座 有・無 S済

処理 No. [ ] 月 [ ] 円計 [ ] 月 [ ] 円 [ ] 円

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
令和 年 月 日		給与支払者 「特別徴収義務者」	所在地		特別徴収義務者 指定番号					9			
宛先 富山市長			フリガナ		宛名番号								
			氏名又は名称		担連絡先					所属			
			個人番号 又は法人番号		電話					氏名			
				内線					( )				
給与所得者	フリガナ	旧姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏名												
	生年月日	大・昭・平	年	月	日								
	個人番号												
	受給者番号												
	1月1日 現在の住所												
	異動後の 住所	<input type="checkbox"/> 同上											

1. 特別徴収継続の場合 ※市記入欄 特あり・なし

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	9	新規		法人番号					新しい勤務先へは、月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒		担当 者 連 絡 先					所属	新受給者番号		
	フリガナ			氏名					電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
	氏名又は名称			内線					( )			

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分 ( <input type="text"/> 月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	事由	処理No.
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
		3. 死亡による退職であるため	○一括 <input type="text"/> - <input type="text"/> キ <input type="text"/>	-
			○転 <input type="text"/> - <input type="text"/> キ <input type="text"/>	-

【提出先/問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033・2032・2031  
※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
令和 年 月 日		給与支払者 特別徴収義務者 「 富山市長 」	所在地								特別徴収義務者 指定番号	9			
			フリガナ								宛名番号				
			氏名又は名称								担連絡先	所属			
			個人番号 又は法人番号									氏名			
宛先 富山市長											電話	内線 ( )			
給与所得者	フリガナ	旧姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	氏名														
	生年月日	大・昭・平	年	月	日										
	個人番号														
	受給者番号														
	1月1日現在の住所														
	異動後の住所	<input type="checkbox"/> 同上			円	円	円	年		月	日				

1. 特別徴収継続の場合 ※市記入欄 特あり・なし

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	9	新規							法人番号				新しい勤務先へは、月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒							担 当 者 連 絡 先	所属				
	フリガナ									氏名				
	氏名又は名称									電話	内線 ( )			
										新受給者番号				
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/>	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分 ( <input type="text"/> 月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月	日	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄 <input type="radio"/> 普 <input type="radio"/> 一 <input type="radio"/> 転	キ	事由	処理No.

【提出先/問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033・2032・2031

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

令和 年 月 日										所在地										年度										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																																																	
宛先 富山市長										フリガナ										氏名又は名称										特別徴収義務者 指定番号										9																																							
																														宛名番号										担連絡先										所属																													
フリガナ										旧姓										(ア) 特別徴収税額 (年税額)										(イ) 徴収済額										(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)										異 動 日										異 動 の 事 由										異動後の未徴収 税額の徴収方法									
1月1日 現在の住所										受給者番号										月 日										年 月 日										1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																																							
異動後の住所										円										円										円										1. 退職 2. 転勤 3. 死亡 4. 欠勤 5. 少額 6. 併合 7. その他 理由・理由										右から 番号を 記入																													

1. 特別徴収継続の場合 ※市記入欄 特あり・なし

特別徴収義務者 指定番号										9										新規										法人番号										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																																																																					
所在地										フリガナ										氏名又は名称										担当 者 連 絡 先										所属										氏名										電話										新受給者番号										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)										右から 番号を 記入										1. 必要 2. 不要									

2. 一括徴収の場合

理由										1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日										徴収予定額 (上記(ウ)と同額)										左記の一括徴収した税額は、 月分(月10日納入期限分)で 納入します。																			
右から 番号を 記入										月 日										円										円										円										円									

3. 普通徴収の場合

理由										1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄										○普										キ										事由										処理No.									
右から 番号を 記入										○一括										○転										キ										キ										キ										キ									

【提出先/問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033・2032・2031

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

# 特別徴収切替依頼書

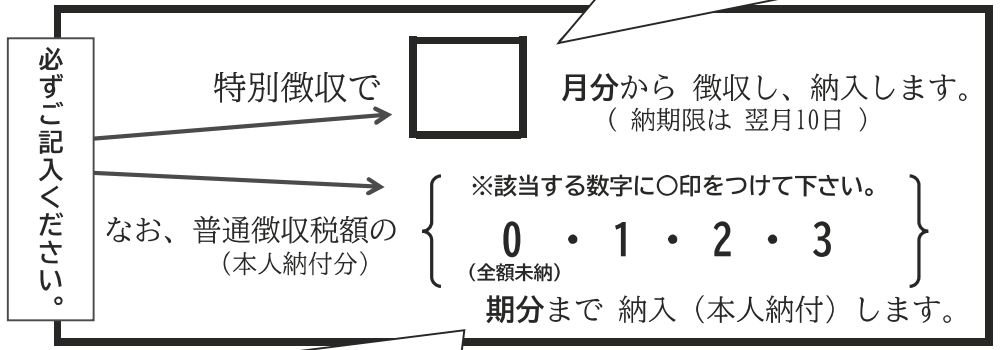
★指定番号を必ずご記入ください。

令和 年 月 日  (宛先) 富山市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										法人番号 (13桁)										
		フリガナ											指定番号 (9桁)	9	新規								
		名称											※新規の場合→ (納入書) 要・不要										
		代表者の 職氏名											連絡先	所属	氏名					内線			
												電話番号							( )				

特  
あり  
・  
なし

給	フリガナ										
	氏名										
与	生年月日	大・昭・平	年	月	日						
	通知書番号 (9桁)										
所	住所 (1月1日現在)	富山市									
	現住所	<input type="checkbox"/> 同上	上記と異なる場合はご記入ください ( )								
得	申請理由 (該当する数字に○ 印をつけて下さい。)	1. 入社のため (令和 年 月 日) 2. 復職のため 3. その他 ( )									
	備考										

○税額通知書は、**受付をした月の翌月15日頃**の発送を予定しております。  
(月末に受領した届出書は、翌月の発送に間に合わない場合があります。)  
特別徴収の開始月は、給与計算の締切日等を考慮の上、余裕を持ってご記入ください。  
【開始月の目安】給与計算の締切日が 10日…提出月の2ヶ月後 25日…提出月の1ヶ月後



○普通徴収の納期限を過ぎている分は、特別徴収へ切替えることができません。  
未納分の税額をご本人が納めていただくようご説明ください。  
【普通徴収納期限】1期分…6月末 2期分…8月末 3期分…10月末 4期分…1月末

○特別徴収に切替の際は、ご本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、  
**特別徴収に切替えた税額を重複して納付されることのないようご注意ください。**

【提出先/問い合わせ先】

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033、2032、2031  
※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

※市処理欄 (記入しないでください。)

税額連絡 要 ( / 済 ) ・ 不要  特  キー  口座

月  円 計 処理  有・無

月 ~  円 円 No.  -  S 済

# 特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

(変更があった場合はすみやかに提出してください。)

		法人番号										
令和 年 月 日 (宛先) 富山市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (登記所在地)	指定番号 (9桁) 9								
			名称	担当者連絡先	所属							
				氏名								
				電話番号	( ) -							

●該当する項目に ✓ してください。

変更事由	(1) 名称・所在地等の変更	(2) 特別徴収義務者の異動	(3) その他
	<input type="checkbox"/> 名称変更 <input type="checkbox"/> 所在地変更 <input type="checkbox"/> 送付先の変更 <input type="checkbox"/> 電話番号の変更	<input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 事務所等の解散・廃止 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化	<input type="checkbox"/> ( )

⇒ (2)の事由で従業員の異動がある場合は、給与所得者異動届出書を併せてご提出ください。

※誤読をさけるため、必ずフリガナを記入してください。

	変更年月日	令和 年 月 日
	変更前	変更後
フリガナ		
所在地 (登記所在地)	〒	〒
フリガナ		
名称		
電話番号	( ) - (内線 )	( ) - (内線 )
フリガナ		
書類送付先 (書類の送付先について、所在地と異なる場合はご記入ください。)	〒	〒

※富山市内に事務所等がある法人で異動等の登記をされた場合は、登記簿謄本のコピーの添付をお願いします。  
 ※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

市処理欄	変更入力	済
総メモ		済

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日  (宛先) 富山市長	指 定 番 号			9																	
	法 人 番 号																				
	住 所 ( 所 在 地 )	(〒 - )																			
	氏 名 ( 名 称 )																				
	代 表 者 氏 名																				
	担 当 者 連 絡 先	所 属																			
氏 名																					
電 話 番 号																					
富山市市税条例第41条の規定により特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。																					
特例の適用を受けようとする 税額		円 (令和 年 月分から)																			
申請の日前6月 間の各月末の給 与の支払を受け た者の人員及び 各月の給与の支 払額  (富山市以外の市 区町村の住民を 含む全人員につ いて)	区 分	給与の支払を受けた者				臨時に雇用した者															
		人数	給与の金額			人数	給与の金額														
	年 月																				
	年 月																				
	年 月																				
	年 月																				
	年 月																				
(1) 現に市税の滞納があり、 また最近において著しい納入の 遅延事実がある場合においてそ れがやむをえない理由によるも のであるときは、その理由の詳 細																					
(2) 申請の日前1年以内に納 期の特例について、その承認を 取り消されたことがある場合 は、その年月日		_____年 月 日																			
(3) その他																					